

# 半泥子と千歳山の文化遺産を継承する会 会則

平成 27 年 9 月 27 日制定

## 第 1 章 総則

(名称)

### 第 1 条

この会は、「半泥子と千歳山の文化遺産を継承する会」と称し、略称を「半泥子と千歳山の会」とする。

(事務所)

### 第 2 条

この会は、事務所を三重県津市垂水 2 7 7 2 番地 2 3 に置く。

(目的)

### 第 3 条

この会は、津と密接な関係を持つ名勝地であり、大正以降は川喜田半泥子が山荘を構えた、津市南郊の千歳山を、かけがえのない文化遺産と捉え、その由緒にふさしい文化的で品格のある場として継承し、新たな文化創造の場としてよみがえらせることを目的とする。

(事業)

### 第 4 条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 千歳山荘の中心建物である洋館・和館の解体部材の確保への支援・協力
- (2) 解体部材に基づく洋館・和館の復原と、千歳山の中心建物としての活用への支援・協力
- (3) 川喜田半泥子と千歳山に関する調査研究と情報発信
- (4) 川喜田半泥子と千歳山を活かしたまちづくりに関する調査研究と情報発信
- (5) 関連諸団体との交流・連携
- (6) その他、この会の目的を達するために必要な事業

## 第 2 章 会員

(会員の種別)

### 第 6 条

本会は、下記の何れかの 1 要件を満たす者で構成する。

#### (1) 正会員

本会の目的に賛同し、正会員たることを認められた個人、又は団体

#### (2) その他の会員

役員会が別の規則において定める会員

(入会)

## 第7条

正会員の入会について、特に条件は定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、役員会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

3 役員会は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 役員会は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

## 第8条

正会員は、役員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

## 第9条

会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を世話人会に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当する場合には、役員会の議決を経て、退会した者とみなすことができる。

(1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(2) 会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(除名)

## 第10条

会員が次の各号の一に該当する場合には、役員会において出席した役員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

(1) この会の会則に違反したとき

(2) この会の名誉を毀損し、又はこの会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

## 第11条

すでに納入された会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

# 第3章 役員

(種別及び定数)

## 第12条

この会に、次の役員を置く。役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(1) 代表 1名

- (2)副代表 1名
- (3)事務局長 1名
- (4)副事務局長 若干名

2 この会に監事2名を置く。監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。  
(事務局)

#### 第13条

本会に事務局を置く。

2 事務局長は、本会会員の中から、事務局員を指名し、事務局の運営を行う。  
(顧問)

#### 第14条

本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又はこの会に功労のあった者のうちから、役員会の推薦により、代表が委嘱する。

3 顧問は、代表の諮問に答え、または役員会に対して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 会議

(会議の種別)

#### 第15条

この会の会議は、総会及び役員会とする。

(会議の構成)

#### 第16条

総会は、正会員をもって構成する。

2 役員会は、役員ならびに事務局長の指名する事務局員をもって構成する。

3 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の開催)

#### 第15条

本会は、年1回総会を開く。

2 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)代表が必要と認めた場合

(2)役員数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

付則

第8条における会費は、年額で個人2,000円、団体3,000円とする。